

改定する主な施設・手続き

使用料を改定する施設

施設名	貸室名	料金区分	改定前	改定後
コミュニティプラザ (有明町南1)	会議室A	1時間(一般)市民	430円	750円
		1時間(一般)市民以外	430円	950円
浄安殿 (東町1273)	火葬炉	市民	15,000円	20,000円
		市民以外	40,000円	53,000円
イベントホール赤れんが (有明町南1)	イベントホール	1時間市民	12,100円	15,100円
		1時間市民以外	12,100円	18,900円
まなみーる市民会館 (9西4)	大ホール(1階席のみ)	平日(午前)市民	16,230円	21,600円
		平日(午前)市民以外	16,230円	27,000円
	多目的室1	午前	1,670円	1,680円
		午後	1,980円	改定なし
		夜間	2,400円	改定なし
		午前	1,410円	2,120円
		午後	1,750円	2,460円
		夜間	2,300円	3,160円
まなみーる文化センター (9西4)	リハーサル室	全日	4,400円	7,740円
		午前	960円	1,380円
		午後	960円	1,380円
		夜間	960円	1,380円
生涯学習センターいわなび (4西1)	研修室1	全日	2,910円	4,180円
		小・中学生(2時間当たり・市民)	50円	90円
		小・中学生(2時間当たり・市民以外)	50円	110円
		高校生(2時間当たり・市民)	100円	180円
岩見沢スポーツセンター (総合公園40)	アリーナ(個人使用)	高校生(2時間当たり・市民以外)	100円	220円
		大学生・一般(2時間当たり・市民)	150円	270円
		大学生・一般(2時間当たり・市民以外)	150円	330円
		一般	480円	800円
		高校生	210円	350円
		小・中学生	80円	130円
温水プール (9東2)	当日券(個人、一般使用)	一般・大学生(1時間当たり)	140円	680円
		高校生(1時間当たり)	140円	340円
東山公園庭球場 (総合公園41)	1面			

手数料を改定する手続き

区分	手続き	料金区分	改定前	改定後
住民基本台帳関係	住民票・除票の写し	窓口交付	300円	400円
		コンビニ交付	300円	改定なし
印鑑登録関係	印鑑登録証明書	窓口交付	400円	500円
		コンビニ交付	400円	改定なし

改定するすべての施設・手続きを掲載することができないため、主な内容のみ掲載しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。ID:16598



公共施設の使用料および手数料を改定します

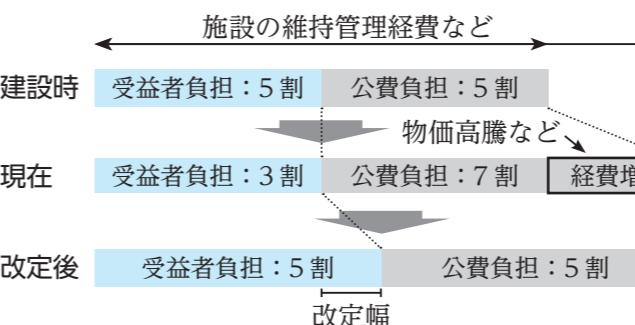
市は、受益者(利用者)負担の適正化を図るため、令和8年4月1日から(地域コミュニティ施設は令和8年10月1日から)条例に定める公共施設の使用料や各種証明書の交付手数料などを改定します。
問合先 財政課財務係 ☎ 35-4842

改定の概要

改定の考え方

公共施設の運営やサービスを提供するために、経費の一部を受益者の負担としていますが、物価高騰などにより経費が増加しているため、公費(市税など)の負担割合が大きく上昇しています。そこで、公共施設やサービスを利用する方としない方との公平性を確保するため、受益者負担率を適正な水準に改めます。

例示(負担率が5割の施設)



使用料の改定～対象施設 84 施設

施設の役割や特徴に応じて受益者にどの程度負担いただかを定め、施設の維持管理経費を基に改定しています。ただし、極端な改定となる場合や、同種施設で不均衡が生じる場合などは、次の調整を行うことで改定額を抑えています。

- 改定率が現行料金の2倍を超える施設は、原則改定率を2倍に設定(例外有り)
- 地域コミュニティ活動の場となる施設は、改定率を現行料金の1.5倍程度に抑制
※令和8年10月1日から改定します。
- コミュニティセンターや地区集会所など、用途が同様の施設は、統一料金を設定
- 市外からの利用が多い施設に、割安な市民料金(市民割)を導入
- 未設定の施設に高校生料金を新設
- 激変緩和措置として、段階的な引き上げの実施

手数料の改定～改定項目 16 項目

サービス提供のための経費を基に改定し、改定率はおむね1.2～1.3倍としています。
※一部の項目で改定率が1.5倍以上のものがあります。

Q & A 疑問にお答えします！

Q 受益者負担とは？

A 公共施設や行政サービスを利用して恩恵を受ける方に、施設の運営やサービスの提供に掛かる経費の一部を負担していただく考え方です。経費の残りは、市税などの公費で賄っているため、利用する方と利用しない方の負担の公平性に配慮する必要があります

Q なぜ見直しが必要なの？

A これまでには、デフレにより物価が低く抑えられていたこともあり、経費の抑制や公費負担の増額などにより、使用料や手数料は値上げをせずに公共施設の運営やサービスを提供していました。しかし、近年の急激な物価高騰の影響により、施設の維持管理コストなどが大幅に上昇しており、使用料および手数料全般の見直しが必要になりました

Q いつから値上げをしていないの？

A 施設によってさまざまですが、消費税率の変更に合わせた料金改定以外では、建設時から一度も料金改定を行っていない施設が多く、受益者負担を適正水準にするために料金改定を行います
誤りがあつたため訂正しました

Q 他市と比較して岩見沢市の受益者負担率は低いの？高いの？

A 岩見沢市の受益者負担率は、令和4年度の決算で道内35市中3番目に低い水準です。また、人口一人当たりの使用料等収入は道内35市中2番目に低く、公共施設の面積当たりの使用料等収入も道内35市中4番目に低い水準です

Q 条例改正の通りに施設の利用料金が値上げされるの？

A 今回は条例で定める金額をお知らせしています。一部の指定管理施設では、条例で定める使用料を上限として、指定管理者が実際の料金を定めています。実際の料金は、各施設のホームページや窓口でお知らせする予定です